

尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第3条第2項の規定による同条例の規定の技術的読替えに関する規則

平成25年3月29日

規則第40号

尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年尼崎市条例第51号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定による条例の規定の準用についての技術的読替えは、次表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第2項	入所者の意思	入所者（ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「特別養護老人ホーム省令」という。）第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）にあっては、入居者。以下同じ。）の意思
第2条第6項	前項の規定による評価	特別養護老人ホーム省令第15条第6項（特別養護老人ホーム省令第59条において準用する場合を含む。）の規定による評価（ユニット型特別養護老人ホームにあって

		は、特別養護老人ホーム省令第36条第8項（特別養護老人ホーム省令第63条において準用する場合を含む。）の規定による評価）
第2条第7項	省令第23条第3項に規定する研修	特別養護老人ホーム省令第24条第3項（特別養護老人ホーム省令第59条において準用する場合を含む。）に規定する研修（ユニット型特別養護老人ホームにあっては、特別養護老人ホーム省令第40条第4項（特別養護老人ホーム省令第63条において準用する場合を含む。）に規定する研修）

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。